

手帳についてのお知らせ

(精神障がいのある方へ)



門真市

精神障害者保健福祉手帳とは

1 精神障害者保健福祉手帳は

手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種のサービスが提供されることを促進し、精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

2 手帳の対象となる方は

精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。

3 障がい等級の種類は

障がいの程度の重いものから順に、1級、2級、3級となります。

4 手帳の交付を受けるには

(1) 障がい福祉課で申請書をお渡ししますので、記入の上、下記のを添えて、提出して下さい。

- ① 申請書（障がい福祉課窓口でお渡しします。）
- ② 顔写真（縦4センチメートル×横3センチメートル）
- ③ 下の■の書類のどちらか一方をご用意ください。
 - 診断書（所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの）
 - 障がい年金証書・特別障がい給付金の写し（こちらの場合は、下の2点も必要です。）
 - ・ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し
 - ・ 年金事務所又は共済組合等に照会するための同意書
- ④ 個人番号カードまたは通知カード
- ⑤ 委任状（任意代理人の方が申請される場合は必要です。）
- ⑥ 健康保健証
- ⑦ 印鑑

(2) 申請書類に基づいて、門真市は手帳交付の可否及び障がい等級を決定します。

(3) 手帳の交付を決定した場合は、交付通知書を申請者あて送付します。（交付されない場合は、交付しない旨の通知書を送付します。）

(4) お送りした交付通知書を障がい福祉課までお持ち下さい。その後窓口で手帳を交付します。

5 手帳の有効期限は

手帳の有効期限は、2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。

6 手帳の更新は

更新の手続きは、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。上に記載の、4「手帳の交付を受けるには」(1)の持ち物に現在お持ちの手帳を添えて、障がい福祉課に提出して下さい。

※ 詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせ下さい。

手帳による施設使用料等の減額・免除のお知らせ

※記載の内容は平成 28 年 4 月時点のものです。今後変更になることがありますので、ご利用の際には各施設へご確認ください。

【大阪府営公園有料施設等における使用料の減免】

施設名	問い合わせ先(公園管理事務所)	利用の内容
① 服部緑地	TEL : 06-6862-4946	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を使用するとき。 ・有料公園施設(プール・野球場・テニスコート等)を使用するとき。 (対象) <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき：全額免除 ・手帳を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除 ※付き添い者は、原則として一人とする。 (利用方法) <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、所定の使用料減額・免除申請書を左記の施設の公園管理事務所に提出していただく必要がありますので、詳しくは左記の公園管理事務所に問い合わせてください。
② 箕面公園	TEL : 072-721-3014	
③ 寝屋川公園	TEL : 072-824-8800	
④ 山田池公園	TEL : 072-851-4761	
⑤ 深北緑地	TEL : 072-877-7471	
⑥ 枚岡公園	TEL : 072-981-2516	
⑦ 久宝寺緑地	TEL : 072-992-2489	
⑧ 長野公園	TEL : 0721-62-2772	
⑨ 石川河川公園	TEL : 072-956-1900	
⑩ 錦織公園	TEL : 0721-24-1506	
⑪ 大泉緑地	TEL : 072-259-0316	
⑫ 浜寺公園	TEL : 072-261-0936	
⑬ 住吉公園	TEL : 06-6671-2292	
⑭ 住之江公園	TEL : 06-6685-9521	
⑮ りんくう公園	TEL : 072-469-7717	
⑯ 二色の浜公園	TEL : 072-422-0442	
⑰ 蜻蛉池公園	TEL : 072-443-9671	
⑱ せんなん里海公園	TEL : 072-494-2626	
⑲ 泉佐野丘陵緑地	TEL : 072-467-2491	

【万博記念公園 入園料の免除】

施設名	問い合わせ先	利用の内容
万博記念公園	万博記念公園総合案内所 吹田市千里万博公園 1-1 TEL : 06-6877-7387	(対象) 手帳を所有する者及びその介護をする者は免除 (介護する者は手帳を所持する者 1 名につき 1 名に限る)。 (利用方法) 手帳を提示してください。駐車場使用料も免除。

【大阪府立博物館等における入館料の免除】

施設名	問い合わせ先	利用の内容
① 弥生文化博物館	和泉市池上町 4 丁目 8-27 TEL : 0725 - 46 - 2162	左記の博物館等に入館・観覧するとき (対象) 手帳を所持する者及びその介護者(1名) (利用方法) 手帳を提示してください。 詳しくは各施設にお問い合わせください
② 近つ飛鳥博物館	南河内郡河南町大字東山 299 TEL : 0721 - 93 - 8321	
③ 大阪人権博物館	大阪市浪速区浪速西 3-6-36 TEL : 06 - 6561 - 5891	

【大阪府立花の文化園における入園料の免除】

施設名	問い合わせ先	利用の内容
府立花の文化園	河内長野市高向 2292-1 TEL : 0721 - 63 - 8739	左記の施設に入園するとき (対象)・手帳を所持する者及びその介護者(1名) (利用方法)・手帳を提示してください。 ※ 詳しくは施設にお問い合わせください。

【大阪府立体育施設における使用料の減免】

施設名	問い合わせ先	利用の内容
① 府立体育会館 イデオアリーナ大阪	大阪市浪速区難波中 3-4-36 TEL : 06 - 6631 - 0121	競技会、集会、展示会等の催し又は個人利用のために左記の施設を利用するとき (対象) ・手帳を所持する者及びその介護者(1名) ・個人利用者は全額免除されます。(障がい者及びその介護者1名までが対象) ・団体利用者は半額免除されます。(概ね半数以上が障がい者の団体が対象) (利用方法) ・あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出してください。 ・個人利用者は事前の書類提出は不要。利用当日に窓口で手帳を提示してください。 ※ 詳しくは各施設にお問い合わせください。
② 府立臨海 スポーツセンター	高石市高師浜丁 6-1 TEL : 072 - 268 - 8351	
③ 府立門真スポーツ センター 東和薬品 RACTAB ドーム	門真市三ツ島3丁目 7-16 TEL : 072 - 881 - 3715	
④ 府立漕艇 センター	高石市高砂 1 丁目 TEL : 072 - 268 - 3100	

【社会教育施設における使用料の減免】

施設名	問い合わせ先	利用の内容
① 府立少年 自然の家	貝塚市木積字秋山長尾 3350 TEL : 072 - 478 - 8331	左記の施設を利用するとき (対象) ① 立少年自然の家 ・手帳を所持する者及びその介護者が組織する2名以上の団体(施設利用料のみ半額免除) ② 府立中央図書館・手帳を所持する者 (利用方法) ・中央図書館のホール・会議室を利用の時は、あらかじめ所定の利用申込書及び使用減額・免除申請書を施設に提出してください。その際に手帳を提示してください。半額免除されます。 中央図書館の駐車場を使用する時は、手帳の提示で全額免除されます。 ※ 詳しくは各施設にお問い合わせください。
② 府立中央図書館 [ホール、会議室、 駐車場]	東大阪市荒本北 1-2-1 TEL : 06 - 6745 - 0170	

【ファインプラザ大阪(大阪府立障がい者交流促進センター)における使用料の減免】

施 設 名	問 い 合 わ せ 先	利 用 の 内 容
ファインプラザ 大阪	堺市南区城山台5丁1-2 TEL:072-296-6311	<p>ファインプラザ大阪は、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して利用できる、スポーツ文化複合施設です。</p> <p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人利用者は全額免除されます。(障がい者及びその介護者1名までが対象) ・障がい者団体が専用使用する場合は、使用料が半額免除されます。 <p>(利用方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人利用の障がい者の方で、初めて施設を利用される方は、障がい者手帳等をご持参ください。2回目以降は「利用証」(初回時に発行)を提示してください。 ・専用利用(各施設を団体が専用して利用すること)では予約が必要です。利用予約は、障がい者団体は1年前から、その他の団体は3か月前から、先着順で受け付けます。 <p>※詳しくは施設にお問い合わせください。</p>

公の施設等の使用料等の減免実施状況

※記載の内容は平成29年8月時点のものです。今後変更になることがありますので、ご利用の際には各施設へご確認ください。

門 真 市	<p>一部の門真市内駅前駐輪場（西三荘駅を除く）5箇所 : 一時使用料免除(障がい者手帳等を提示)(住民のみ) ※障がい者手帳等…身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者 保健福祉手帳</p>	地域整備課
	<p>市立公民館・市立文化会館・市立青少年活動センター・ 市立生涯学習センター：使用料免除(主に障がい者で構成する団体) (在住、在学、在勤)</p>	社会教育課
	<p>市立青少年運動広場・市立テニスコート・市立旧第六中学校運動広場 体育館・グラウンド：使用料免除(主に障がい者で構成する団体) (在住、在学、在勤)</p>	
	<p>市立市民プラザ体育館・市民プラザグラウンド : 使用料免除(主に障がい者で構成する団体)(在住、在学、在勤)</p>	
	<p>市立総合体育館 : 団体使用料免除(主に障がい者で構成する団体) (在住、在学、在勤) ; 個人使用料5割減免(障がい者手帳等を提示) (在住、在学、在勤)</p>	
	<p>市立障害者福祉センターミーティングルーム等 : 使用料免除(手帳所持者)(住民のみ)(登録団体)</p>	障がい福祉課

手帳の交付を受けられた方は

1 税制上の優遇措置が受けられます

手帳をお持ちの精神障がい者の方については、その等級に応じて所得税などの税制上の優遇措置を受けることができます。

【税制上の優遇措置の概要】

措 置	内 容	問い合わせ先
所得税の障害者控除	本人が障害者の場合、課税所得から以下の額を控除する。 2級・3級・・・27万円 1級・・・40万円 被扶養者が障害者の場合、課税所得から以下の額を控除する。 2級・3級・・・27万円 1級・・・75万円	税務署
住民税の障害者控除等	本人、又は扶養者の課税所得から以下の額を控除する。 2級・3級・・・26万円 1級・・・30万円 同居の1級の者の配偶者控除、扶養控除の加算・・・23万円 *前年分所得が125万円以下の場合には住民税所得割は課されない。	各市町村
利子等の非課税	元本が350万円までの預貯金の利息が非課税となる（マル優） 額面が350万円までの公債の利子が非課税となる（特別マル優） *障がいの等級による差異はない。	問い合わせ内容に応じ、金融機関又は、税務署
相続税の障害者控除	法定相続人である障がい者の相続税額から以下により算出した額を控除する。 2級・3級（85歳に達するまでの年数）×10万円 1級（85歳に達するまでの年数）×20万円	税務署
贈与税の非課税	生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約（特定障害者扶養信託契約）の形で個人から贈与された信託金銭等が以下の額まで非課税となる。 2級・3級・・・3,000万円 1級・・・6,000万円	税務署

自動車税・自動車取得税の減免	<p>自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている1級の方の通院等の用に供する自動車に係る、自動車税、自動車取得税が減免される。(ただし、当該障がい者又は、当該障がい者と生計を同一にする方が所有する自動車等で、当該障がい者、当該障がい者と生計を同一にする方、又は常時介護者(※身体障がい者等のみで構成される世帯で上記の方が自動車を所有する場合に限る)が運転する自動車等1台に限る。※身体障がい者等とは身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者及び精神障がい者のことをいう。)</p> <p>自動車税の減免額は、当該自動車の総排気量が2.0リットル以下の場合には全額、当該自動車の総排気量が2.0リットルを超える場合は自動車の総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の自家用乗用車とみなした場合に課する額を限度として減免します。</p> <p>自動車取得税は、普通自動車(いわゆる3ナンバー)の場合、取得価格250万円に税率を乗じて得た額を限度として減免します。 申請期限は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに自動車を取得される場合は、登録の日 ・賦課期日(4月1日)に減免要件に該当している場合は、納期限(5月31日) ・賦課期日後(4月1日後)に減免要件に該当することとなった場合は、減免事由に該当することとなった日から60日以内 <p>※上記申請期限内に申請できなかった場合は、府税事務所へお問い合わせください。</p>	府税事務所 自動車税事務所
軽自動車税の減免	軽自動車税については、府内の各市町村に減免の制度があります。	市町村の軽自動車税担当係

2 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請について

診断書により取得した手帳をお持ちの方は、自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けることができる場合があります。詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

3 生活保護を受給している方へ

手帳の交付を受けられた際には、担当ケースワーカーへの報告と相談が必要です。詳しくは、保護課・担当ケースワーカーにお問い合わせください。

4 駐車禁止除外指定車標章の交付について

障がい等級「1級」の手帳の交付を受けている方は、本人等の申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。詳しくは門真警察署にお問い合わせください。

5 NTTの電話番号案内料が免除されます(ふれあい案内)

手帳をお持ちの方が、電話番号案内(104)を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、番号案内利用料金が無料になります。詳しくは、事前にNTTふれあい案内担当(0120-104-174)にお問い合わせください。

6 府営住宅の総合募集で福祉世帯向けの区分に応募ができます

手帳をお持ちの方が、府営住宅の総合募集に応募する場合は福祉向けの区分（4月・6月・8月・10月・12月・2月 年6回）に応募することができます。

7 映画館・演芸場の料金の割引が行われる場合があります

映画館・演芸場の券売場で手帳を提示することで、割引が行われる場合があります。詳しくは利用される各映画館・演芸場にお問い合わせください。

8 ホームヘルプサービス（居宅介護）等の利用について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による様々な福祉サービスを利用することができる場合があります。

申請に関することなど詳しくは、各市町村へお問い合わせください。

9 携帯電話基本使用料等の割引があります。

手帳をお持ちの方が、携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料等が割引されます。詳しくは各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

10 NHK 受信料（全額・半額）免除の利用について

全額免除…手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合

半額免除…手帳をお持ちで、障害等級1級の方が世帯主であり、受信契約者の場合
※申請に関することなど詳しくは、NHK 各営業センターにお問い合わせください。

11 タクシー運賃割引について

日進交通株式会社（大阪市平野区加美鞍作 2-3-2、電話 06-6791-7422）のタクシーを利用された場合、乗車時に手帳を提示することで、乗車運賃の1割引きを受けることができます。

12 フェリーの旅客運賃・乗用車運賃の割引について

フェリーを利用する場合、旅客運賃と乗用車運賃についての割引を受けることができる運航会社があります。詳しくは各フェリー会社（阪九フェリー、フェリーさんふらわあ、名門大洋フェリー等）にお問い合わせください。

13 航空運賃の割引について

手帳の交付を受けている満12歳以上の方が航空旅客機を利用する場合、航空旅客運賃の割引を受けることができる航空会社があります。詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

※本人及び介護人（1人まで）に適用されます。

※顔写真付きの手帳であること・搭乗日当日が手帳の有効期限内であることが必要です。

※その他の民間施設等でも割引が受けられる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

【問合せ先】

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市役所 保健福祉部 障がい福祉課

電話 06-6902-6154・6054（直通）

FAX 06-6905-9510（直通）

平成31年2月